



利府町D X推進計画

令和3年12月

利府町

目 次

1	計画の趣旨.....	1
2	位置づけと計画期間.....	2
3	推進体制.....	3
4	D X推進の基本方針.....	4
	(1) 自治体情報システムの標準化・共通化.....	5
	(2) 自治体の行政手続のオンライン化.....	7
	(3) マイナンバーカードの普及促進.....	9
	(4) 自治体のA I・R P Aの利用推進.....	10
	(5) テレワークの推進.....	11
	(6) セキュリティ対策の徹底.....	12
	(7) 地域社会のデジタル化.....	13
	(8) デジタルデバイド対策.....	13
	(9) B P Rの取組みの徹底（書面・押印・対面の見直し）.....	14
	(10) オープンデータの推進.....	14
	(11) 官民データ活用推進計画策定の推進.....	15
5	用語解説.....	16
	【別紙1】.....	18
	【別紙2】.....	19

1 計画の趣旨

国においては、今般の新型コロナウイルス感染症対応において、煩雑な手続きや給付金支給作業の遅延による住民サービスの低下、書面・押印・対面の必要性の見直しなど、デジタル化の遅れが露呈し、社会問題として認知されたことを踏まえ、これらの課題を根本的に解決するため、大胆な規制改革の突破口としてデジタル庁を発足したほか、デジタル・ガバメント実行計画（令和2年12月25日閣議決定）においては、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」をデジタル社会の将来ビジョンとして掲げ、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」に向けた取組みを進めることとしました。

この取組みでは、行政のみならず、社会経済活動全般のデジタル化を推進することは、この国が抱えてきた多くの課題の解決、今後の経済成長にも資することとされ、単に新しいデジタル技術の導入ではなく、新たな日常の原動力として、制度や政策、組織の在り方等を変革していく社会全体のデジタルトランスフォーメーション（DX）を強く求めています。

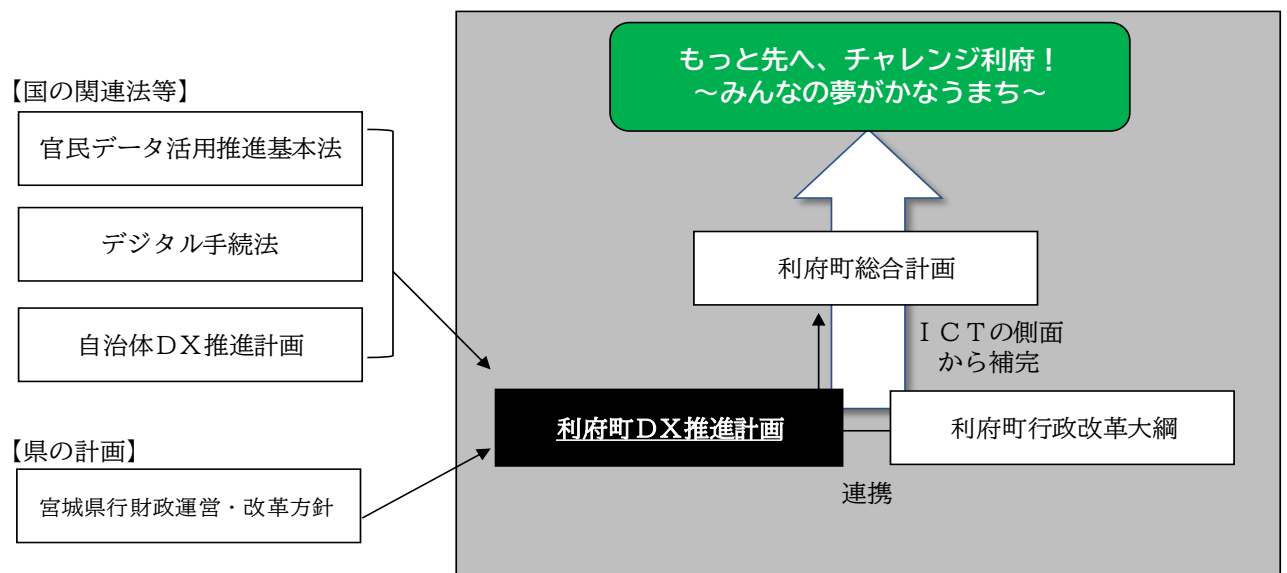
さらには、「自治体戦略2040構想研究会」の第二次報告においては、今後、人口減により経営資源であるヒト・モノ・カネが大きく制約される時代が訪れた時でも、AIやRPAなどの新しいデジタル技術等を使用して業務の効率化を図り、職員は職員でなければならない業務に注力でき、自治体が本来担うべき機能を発展できる仕組み（スマート自治体）への転換が必要であるとしています。

本町においても、地域社会のデジタル化を構築していく観点から、国のデジタル化に対する方針や自治体のDX化への推進要請等を踏まえ、本町のDX推進に向けた方針、関連する個別施策、ICTの戦略的な活用等を取りまとめた「利府町DX推進計画」を定め、利用者目線に立った住民サービスの向上や行政事務の効率化をさらに推進してまいります。

2 位置づけと計画期間

(1) 計画の位置づけ

本計画は、本町の最上位計画である利府町総合計画や利府町行政改革大綱の推進をDXで補完するものです。また、官民データ活用推進基本法（平成28年12月）、デジタル手続法（令和元年5月）、自治体DX推進計画（令和2年12月25日）や宮城県行財政運営・改革方針の内容を踏まえた位置づけとします。



(2) 計画期間

本計画の計画期間は、

令和4年（2022年）4月から令和8年（2026年）3月までとします。

各事業の推進にあたっては、国が進める施策との整合性を図る必要があることから、計画の終期は、総務省の「自治体DX推進手順書」の計画期間である令和7年度までに設定するとともに、国の動向や本町の総合計画の中間見直し等に応じて適宜見直しを行っていきます。

3 推進体制

DXの推進は、総務、企画、町民生活、健康・福祉、子育て、教育等の実施部門はもちろん、全庁的な連携と協力が不可欠です。各取組みの推進にあたっては、「利府町電子自治体推進本部」及び「利府町IT戦略推進委員会」を活用します。

また、内部のデジタル人材育成や、専門的知見から助言ができる外部人材の活用に関する国の支援策等も積極的に活用しながら、本計画の推進体制を強化していきます。

なお、進捗管理にあたっては、PDCAサイクルによる施策の見直しを図り、本計画の実効性を高めていきます。



【推進体制】

4 DX推進の基本方針

本町が提供する住民サービスの向上や行政事務の効率化等におけるICTを活用した課題解決を図るため、総務省が策定した「自治体DX推進計画」を踏まえた「自治体DX推進手順書」において地方自治体に取り組むべき事項として示された11の事項を基本方針の柱として、それぞれの取組みを整理します。

○基本方針：「住民、地域、職員をデジタルでつなぐ新たな日常」

【重点取組事項】

- (1) 自治体情報システムの標準化・共通化
- (2) 自治体の行政手続のオンライン化
- (3) マイナンバーカードの普及促進
- (4) 自治体のAI・RPAの利用推進
- (5) テレワークの推進
- (6) セキュリティ対策の徹底

【自治体DXの取組と合わせて取り組むべき事項】

- (7) 地域社会のデジタル化
- (8) デジタルデバイド対策

【その他】

- (9) BPRの取組の徹底（書面・押印・対面の見直し）
- (10) オープンデータの推進
- (11) 官民データ活用推進計画策定の推進

これらの事項における本町の課題と取組みについては、次のとおりです。

(1) 自治体情報システムの標準化・共通化

「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」における自治体の情報システムの標準化・共通化の取組方針として、「自治体は目標時期を令和7年度（2025年度）とし、「ガバメントクラウド（Gov-Cloud）」の活用に向けた検討を踏まえ、基幹系の対象業務について国の策定する標準仕様に準拠したシステムに移行するための準備を始める必要があります。情報システムの標準化・共通化は、基幹系システム全体の再構築が必要となり、検討開始から運用に至るまでには相当の期間を要することから、各自治体においては、早期から全庁的・横断的な推進体制を整え、現行のシステム調査やスケジュール策定をはじめとして計画的な導入に向けた検討を行うことが求められる。」とされています。

本町では、平成29年度に総合情報システム（基幹系）の更改を実施しており、令和4年度末（2023年3月）で契約期間満了を迎えます。

今後の課題として、対象19業務システムにおける機能要件等の調査を実施しながら、国が示す標準仕様に準拠したシステムへの移行を進めていく必要があります。

また、本町の基幹系システムベンダーは、他県の市町村と共同でガバメントクラウド事業に先行着手するなど、国の事業への知見を深め、今後発生する移行業務の対応においても確立された業務支援体制が予定されています。

※スケジュール概要は、18ページの【別紙1】を参照。

以上のことから、必要に応じて契約延長することも視野に入れつつ、国が求める期限までに標準仕様に完全準拠した新たなシステムの導入とガバメントクラウドへの移行を進めていきます。

利府町DX推進計画

【当初定められた対象業務（17業務）】

対象業務	対象システム	契約主体
住民基本台帳	住基システム	情報統計係
個人住民税	個人住民税システム	
法人住民税	法人市町村民税システム	
軽自動車税	軽自動車税システム	
固定資産税	固定資産税システム	
収納・滞納	収納消込システム、 滞納整理システム	
介護保険	介護保険システム	
障害者福祉	障害者総合支援システム、 障害者福祉システム	
就学	就学事務システム（学齢簿、就学援助）	
選挙人名簿	選挙システム、投票人名簿システム、 裁判員システム	
国民健康保険	国民健康保険システム（資格・賦課・給付）	
国民年金	国民年金システム	
後期高齢	後期高齢者医療システム	
健康管理	健康管理システム	
児童手当	児童手当システム	
児童扶養手当	児童扶養手当システム	
子ども子育て	子ども子育て支援システム	

【追加された対象業務（2業務）】

対象業務	対象システム	契約主体
印鑑登録	住基システム	情報統計係
戸籍、附票	戸籍システム	戸籍住民係

【標準化・共通化の町の取組】

実施項目（移行業務）	年度				実施主体
	R 4	R 5	R 6	R 7	
差異分析・対応案検討					情報統計係、 業務主担当係
文字同定					
インフラ構成					
移行計画仕様書策定					
標準準拠システムへの移行					
ガバメントクラウドへの移行					
運用テスト、研修、PIA支援					

費用発生+補助金申請

(2) 自治体の行政手続のオンライン化

国が普及を進めるマイナンバーカードは、オンラインで確実、かつ、安全に本人確認ができ、拡張性と利便性の高いデジタル社会の基盤となるものです。

本町においては、マイナンバーカードを用いてマイナポータルから行うオンライン手続の業務登録が現時点ですべて未登録となっています。

今後、平日に仕事をしている方や子育て、介護をしている方など、窓口に来ることが困難な方への対応を強化するため、オンライン申請の対応を進め、町民の利便性向上に資することが喫緊の課題となっていることから、窓口に来なくても行政サービスが受けられる「行かない、待たない、書かない」窓口の実現を目指します。

また、国が「優先的にオンライン化を推進すべき」としている子育て・保育関係（15手続）と介護関係（11手続）の26手続については、インターネット経由の申請を特定通信回線として許可し、基幹系システム（子育て、介護）まで自動で取り込む国の仕様に準拠した仕組みを構築し、マイナンバーカードによる認証が必要なマイナポータルの「ぴったりサービス」活用を目指します。

なお、被災者支援関係（1手続）については、「ぴったりサービス」を活用し、国が構築する被災者支援システムを経由する仕組みを目指すこととなることから、基幹系システムとのデータ連携が必要になる可能性があります。

※行政手続オンライン化イメージは、19ページの【別紙2】を参照。

なお、26手続と被災者支援以外の行政手続（法令等の関係によりオンライン化できない手続等を除く）については、全国380団体以上が利用している電子申請システム「LOGOフォーム」を活用した行政手続のオンライン化を進めます。

令和4年度から令和7年度末までに行政手続オンライン化の全庁展開を目指し、町民や職員が可能な限りオンラインにより手続を完結できる環境整備を積極的に進めていきます。

利府町DX推進計画

【行政手続オンライン化の町の取組み】

実施項目	年度				実施主体
	R 4	R 5	R 6	R 7	
庁内各部署との調整					総務係、 情報統計係、 行政改革係、 業務主担当係
システム環境の整備					
補助金申請					
条例、規程等の整備（随時）					
住民への周知					
オンライン化の全庁展開					

【マイナポータル（ぴったりサービス）からオンライン手続を可能にする対象手続】

子育て関係（15手続）	介護関係（11手続）
児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求	要介護・要支援認定の申請
児童手当等の額の改定の請求及び届出	要介護・要支援更新認定の申請
氏名変更/住所変更等の届出	要介護・要支援状態区分変更認定の申請
受給事由消滅の届出	居住（介護予防）サービス計画作成（変更）依頼の届出
未支払の児童手当等の請求	介護保険負担割合証の再交付申請
児童手当に係る寄付の申出	被保険者証の再交付申請
児童手当に係る寄付変更等の申出	高額介護（予防）サービス費の支給申請
受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出	介護保険負担限度額認定申請
受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の変更等の申出	居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請
児童手当等の現況届	居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請
支給認定の申請	住所移転後の要介護・要支援の認定申請
保育施設等の利用申込	被災者支援関係（1手続）
保育施設等の現況届	罹災証明書の発行申請
児童扶養手当の現況届の事前送信	
妊娠の届出	

(3) マイナンバーカードの普及促進

マイナンバーカードの普及促進について、国は令和4年度末までにほとんどの国民がマイナンバーカードを保有している状況を目指しています。

本町においては、マイナンバーカード交付円滑化計画に基づき、「交付時来庁方式」及び「申請時来庁方式」に対応しながら、専門部署であるマイナンバー係の設置や休日窓口開庁への対応、マイナンバーカード交付予約・管理システムの導入などにより、マイナンバーカードの円滑な交付体制を充実し、カードの普及促進に取り組んでいます。

なお、国が公表している令和3年11月1日時点の本町のマイナンバーカードの交付枚数は15,071枚で、人口に対する交付率は、41.8%となっていますが、今後のさらなる普及と利活用の拡大を目指し、健康保険証としての利用など国の施策と連動しながら行政手続のオンライン化を進めることが今後も重要です。

他自治体の事例では、マイナンバーカードを新たに申請した人などに対して、小売店、飲食店、旅館等で使える5千円分の商品券を配布するなど独自の施策を展開して70%を超える高い交付率を実現している自治体もあります。国が掲げる目標の達成には、国の施策に頼るだけではなく、町独自の施策の展開（地域振興券の配布、出張窓口の開設）など、マイナンバーカードのさらなる普及促進への先行的な取り組みも必要となります。

今後も国の動向を注視しながら、国の目標年次である令和4年度末までを目標に、ほとんどの町民がマイナンバーカードを保有している状況の達成を目指し、普及促進を図っていきます。

【マイナンバーカード普及促進の町の取組】

実施項目	年度				実施主体
	R4	R5	R6	R7	
マイナンバーカードの円滑な交付（休日開庁など）					マイナンバー係、関係係
マイナンバーカードの安全性・利便性に関する広報活動					
利活用先の拡大、申請書記載内容の省力化、施策の展開					

(4) 自治体のAI・RPAの利用推進

総務省が開催した「自治体戦略2040構想研究会」の第二次報告では、若年労働力の減少により、「自治体のあり方は、人口縮減時代のパラダイムへ転換しなければならない」と問題提起しています。そして、新たな自治体行政の基本的考え方の一つとして、AIやロボティクス、ブロックチェーンなどといった業務の自動化・省力化につながる破壊的技術（Disruptive Technologies）を積極的に活用し、AI・ロボティクスが処理できる事務作業はすべてAI・ロボティクスによって自動処理することにより、職員は企画立案業務や住民への直接的なサービス提供など、職員でなければできない業務に注力する「スマート自治体」へと転換する必要があると提言しています。

さらに、デジタル・ガバメント実行計画において、「業務改革を前提とした業務の手法の一つとして」、AI・RPAの活用に向けた検討を行うことが重要であり、その「活用にあたっては、業務プロセスを定型化して処理手順を定義することが必要」とされています。また、「国民・企業等に関わりが深い分野を中心に、AI・RPA等のデジタル技術の活用により効率化等が見込まれる業務からその導入を推進する」とされていることから継続的なサービス・業務改革の一環として取り組むことが期待されており、自治体におけるAI・RPA等の積極的な活用を求めています。

本町においては、AI・RPAにできること、できないことなど活用方法や技術に対する理解を深めつつ、導入目的の明確化、適用業務の選定、導入体制の整備、業務の可視化など、運用ルールの整備と職員向け操作研修を行いながら、将来的にシナリオ開発の内製化を推進していきます。また、実証実験事業への積極的な参加や無償トライアルの活用など、本格導入への動きを確実に進めるとともに、宮城県が模索しているRPA共同調達の動向にも注視しながら、利便性と導入効果、実用性の高いツールの導入と活用を目指していきます。

利府町DX推進計画

【A I ・ R P Aの利用推進の町の取組】

実施項目	年度				実施主体
	R 4	R 5	R 6	R 7	
対象業務の調査・選定					情報統計係、 行政改革係、 対象係
シナリオ作成・テスト					
操作研修					
本稼働					
内製化の実現					

(5) テレワークの推進

テレワークは、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方であり、育児や介護など時間的制約を抱える職員を含め、職員一人ひとりのライフステージに合わせた多様な働き方を実現できる重要な施策の一つです。

国では、テレワーク推進の必要性として、大きく次の3点の理由を挙げ、テレワーク環境（在宅勤務、サテライトオフィス勤務、モバイルワーク）の早急な整備を求めています。①多様な働き方の実現により、時間や空間の制約にとらわれることなく働くことができる「働き方改革」の切り札であること。②従来の紙資料を基本とした業務から、資料の電子化や決裁の電子化など、ペーパーレス化を推進することにより、業務効率化が図られ、行政サービスの向上にも効果が見込まれること。③災害発生やパンデミックなどの緊急事態発生時における行政機能の維持のための有効な手段であり、優先業務を円滑に遂行できること。

テレワークを推進するにあたっては、ネットワーク環境の整備はもちろん、パソコンまたはモバイル端末の確保、文書管理システムの電子決裁機能、迅速なコミュニケーション向上に有効なビジネスチャット、クラウドP B Xの導入など、テレワーク特有の整備が必要となります。

利府町DX推進計画

また、感染症拡大など不測の事態等への対応として有効なサテライトオフィス環境の整備やペーパーレス化への対応として、庁舎執務スペース等の無線LANの整備が有効な手段となることから、導入に向けた検討を並行して行い、固定の執務スペースにこだわらずに業務に従事可能なフリーアドレスへの対応など、固定観念にとらわれない多様な勤務形態に対応したデジタル化を推進していきます。

【テレワークの推進の町の取組】

実施項目	年度					実施主体
	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	
テレワーク環境整備 (ネットワーク、モバイル端末ほか)	PC 10台					情報統計係
庁内無線LAN整備						
ビジネスチャットの導入						
人事関連等の制度設計						人事係
電子決裁機能の導入						総務係

(6) セキュリティ対策の徹底

町が管理保有する情報資産には、町民の個人情報のみならず、行政運営上の重要な情報が集積されています。こうした情報資産を様々な脅威から守ることは、町民の生命、財産、プライバシー等の安全と安定的な行政運営のために必要であり、電子自治体の構築には、すべてのネットワーク及び情報システムが高度な安全性を有することが不可欠です。

本町では、保有する情報資産の機密性（権限のない者への情報資産の利用を防止すること。）、完全性（情報資産の改ざん、破壊等による被害を防止すること。）、可用性（権限のある者に情報資産を利用させること。）を維持するための情報セキュリティポリシーを定め、情報セキュリティ対策の運用を行っています。

利府町DX推進計画

今後、行政手続のオンライン化、テレワーク、標準化・共通化など本計画による新たな施策の展開を踏まえ、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に基づき、本町のセキュリティポリシーの「基本方針」と「対策基準」の内容の見直しを行いながら、情報資産を守る強固なセキュリティ対策について、効率化と利便性だけではない最新の情報セキュリティ対策を実施していきます。

なお、情報セキュリティ「実施手順」については、各課（室・局）の情報セキュリティ管理者が、所管する課（室・局）の情報セキュリティ対策並びに情報システムの開発、設定の変更、運用、見直し等を行う責任を有することから、業務手順に基づき、所管する情報システムに係る手順を速やかに策定する方針としています。

（７）地域社会のデジタル化

住民サービスの質を落とさずに新しい行政運営に移行するためには、地域社会のデジタル化は、避けては通れない課題となっています。教育、子育て、防災、観光、農業等の多分野において、AIやIoTの導入・活用による様々な地域課題の解決、地域経済の活性化が期待されていることもあり、5Gをはじめとした最新技術の動向を注視しながら、デジタル化によるメリットを享受できる地域社会を検討し、推進していきます。

（８）デジタルデバйд対策

地理的な制約、年齢、身体的な条件その他の要因に基づく情報格差（デジタルデバйд）解消策として、通信事業者などの民間企業と連携したモバイル端末等の操作方法に関する講習や、電子申請による各種行政手続の利用方法に関する講習など、積極的なデジタル技術の利活用により、年齢や障がいの有無、国籍などに関わらず、町民が日々の生活でデジタル化の恩恵を広く受けられるよう、町が管理する施設の

利府町DX推進計画

公衆無線LAN環境の充実や、デジタル活用支援施策への取組を関係部署と連携を図りながら推進していきます。

(9) BPRの取組みの徹底（書面・押印・対面の見直し）

高齢化社会の進展と生産年齢人口の減少等に伴い、税収の増加が見込めない状況になりつつある一方で、扶助費など社会保障関連経費の増加が見込まれています。

限られた経営資源（ヒト・モノ・カネ）で、これまで以上に高まる行政需要に的確に対応するとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大防止や新たな生活様式への対応に向けた業務フローのデジタル化による業務効率化（書面・押印・対面）の抜本的な見直しが急務となっています。

押印の見直しにあたっては、内閣府より発出された「地方公共団体における押印見直しマニュアル」を踏まえ、令和3年2月に「行政手続等における押印・署名の見直し方針」を策定し、実施計画を8月に策定するなど取組みを着実に進めております。

さらに、国による書面・対面規制についてもマニュアルの作成が予定されていることから、これらを踏まえた対応も継続して進めていきます。

(10) オープンデータの推進

官民データ活用推進基本法では、「地方公共団体は、保有するデータを国民が容易に利用できるような必要な措置を講ずる。」とされており、オープンデータとして町民、地域、企業が共用できる環境をつくり、新たな価値や文化の創造ができるよう求めています。

モバイル端末、SNS等の普及を背景に、多種多様な情報を相互に連携させて新たな価値の創出が期待されている中、本町においても行政サービスの質の向上を図

利府町DX推進計画

るため、紙等に保存されている行政情報のデジタル化を進め、蓄積・共有・分析等データを利活用できる取組みが必要であり、町民や企業にとって利用しやすい形で公開する必要があります。

今後、APIを意識したCSVファイル等の機械判読に適したデータや推奨データセットに準拠したデータを公開するなど、町全体でオープンデータの取組を推進していきます。

(11) 官民データ活用推進計画策定の推進

官民データ活用推進基本法においては、都道府県には官民データ活用の推進に関する施策の基本的な計画についての策定義務が定められ、市町村には、同計画の策定の努力義務が定められ、地方公共団体の官民データ活用推進計画をデジタル・ガバメント構築の総合的な戦略として位置付けることとされています。

本町においては、効果的な政策立案や町民サービスの向上等を実現するために、町が保有するデータや民間が保有するデータを部局・分野横断的に活用するなど、データの利活用の手段について、職員の理解促進や意識向上を図り、分析基盤の導入等も含め、調査・研究を進めていきます。

5 用語解説

用語	解説	該当頁
DX	デジタル・トランスフォーメーション（Digital Transformation）とは ICT（情報通信技術）の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。 「Trans」を「X」と略し、一般的に「DX」と表記される。	1
AI	Artificial Intelligence の略で人工知能のこと。	1
RPA	Robotic Process Automation の略でソフトウェア型ロボットがシステム等の処理を行い、簡易的な事務を自動化すること。	1
スマート自治体	AI や RPA のようなソフトウェアロボットなどの技術を駆使して、定型的な業務を自動化したり、共通基盤を用いて効率的にサービスを提供したりすることを可能とした自治体のあり方を指す。	1
ガバメントクラウド	政府の情報システムについて、共通的な基盤・機能を提供する複数のクラウドサービス（IaaS、PaaS、SaaS）を利用できる環境のこと。自治体の主要な 17 業務を処理するシステムについて、標準仕様書に準拠したシステムをガバメントクラウドに構築し、令和 7 年度までに全自治体が利用することを目標としている。	5
マイナポータル	子育てや介護をはじめとする行政手続のワンストップや、行政からのお知らせを確認することができる政府運営のオンラインサービスのこと。	7
特定通信回線	通信制御しているネットワークにアクセスしても安全と認められる通信を特別に許可すること。	7
ぴったりサービス	地方公共団体が提供している行政サービスの検索やオンライン申請、申請書のオンライン入力・印刷ができるサービスの総称。	7
LOGO フォーム	自治体職員が電子申請や申込予約、アンケートなどのフォームを作成・集計し、一元管理できる自治体専用の「デジタル化総合プラットフォーム」のこと。フォームの対象とするオンライン化の業務は行政手続きだけでなく、申込予約や住民アンケート、さらには庁内の業務システム等、行政における様々な紙での業務や手続きをオンライン化することを対象としている。	7
ロボティクス	ロボットの設計・製作・制御を行う「ロボット工学」を指す。コンピュータ制御を基に自動的に動くことができるロボットをいう。	10

利府町DX推進計画

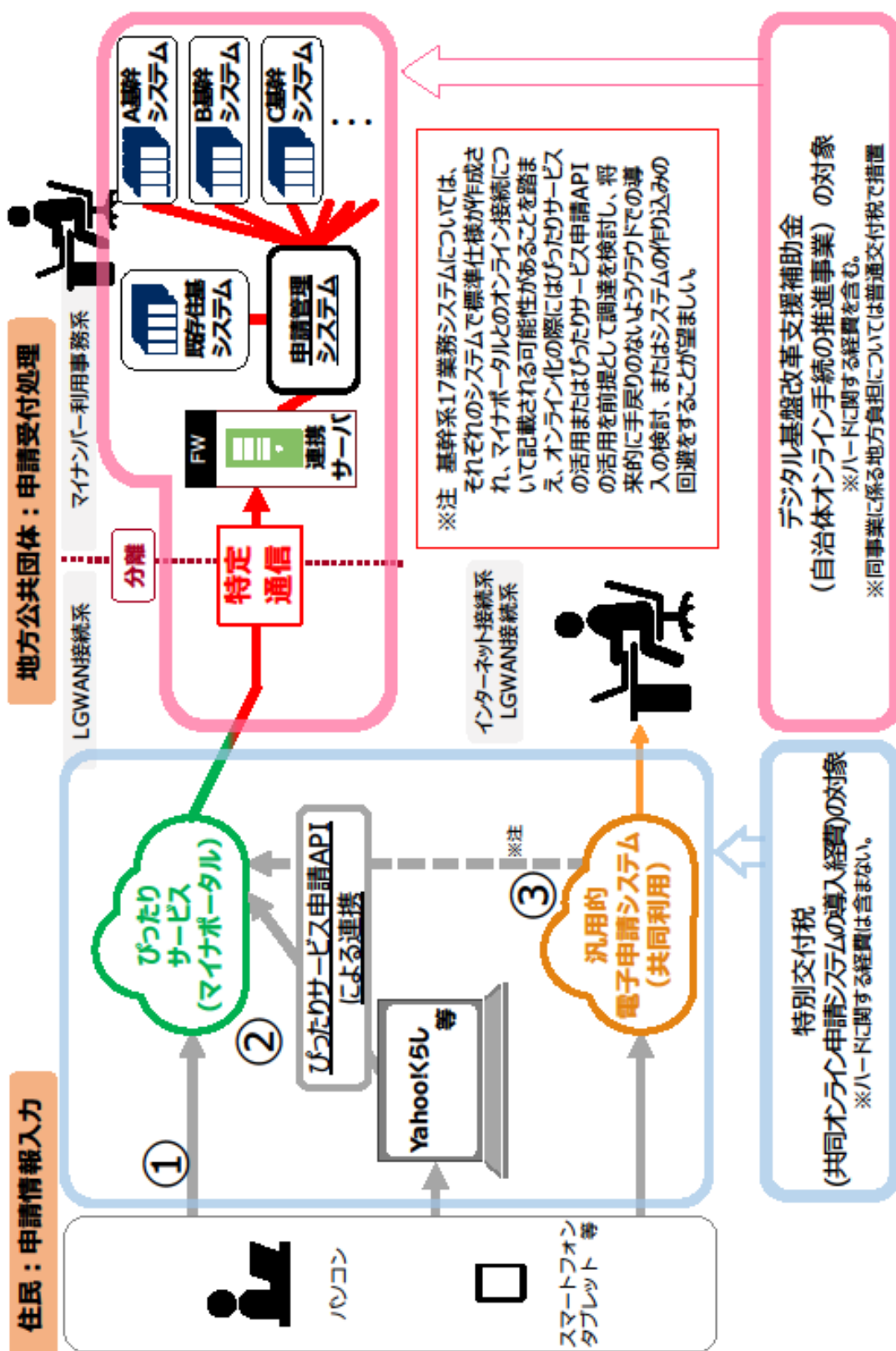
用語	解説	該当頁
ブロックチェーン	取引履歴を暗号技術によって過去から1本の鎖のようにつなげ、正確な取引履歴を維持しようとする技術。	10
破壊的技術	既存市場では必要な性能を持たないために受け入れられないが、新しい顧客に対して新しい価値をもたらす新製品を生み出すような技術のこと。	10
テレワーク	情報通信技術を利用して行う事業場外での勤務を指し、在宅勤務、サテライトオフィス勤務、モバイルワークの3つの形態がある。「tele（離れたところで）」と「work（働く）」を組み合わせた造語。	11
ペーパーレス	紙の利用を削減すること。業務において紙出力を行わずに電子ファイルを閲覧する、紙文書を保存せず業務システムを活用してデータベースへ保存すること等をいう。	11
クラウドPBX	インターネット回線を活用してスマートフォン等で内線・外線・転送などビジネスフォンの機能を利用可能にするクラウドサービスのこと。テレワーク時も庁舎と同じ電話番号が利用可能。	11
IoT	Internet of Things の略。あらゆるモノをインターネット（ネットワーク）に接続する技術であり、モノのインターネットと訳される。	13
5G	3G、4G に続く第5世代移動通信システムのこと。「超高速」だけでなく「多数接続」や「超低遅延」といった新たな特徴を持つ次世代の移動通信システム。	13
BPR	Business Process Re-engineering の略。業務プロセスの再構築のこと。	14
オープンデータ	国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるよう3つの項目に該当する形で公開されたデータのこと。 ①営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの ②機械判読に適したもの ③無償で利用できるもの	14
API	Application Programing Interface の略。汎用性の高い機能を外部から手軽に利用できるように提供する仕組みのこと。	15
推奨データセット	オープンデータの公開とその利活用を促進することを目的とし、政府として公開を推奨するデータと、そのデータの作成にあたり準拠すべきルールやフォーマット等を取りまとめたもの。	15

II 自治体情報システムの標準化・共通化への対応
1. 標準化・共通化（5）TKCの対応スケジュール概要

行	項目	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)
1	標準仕様	住基V2.0 ★ 第1GP ★	第2GP ★ データ連携、データレイアウト ★	制定後も、継続して改版がなされる見込みです。		
	国 の 動 向		ガバメントクラウド先行事業	本番運用開始		
2	ガバメントクラウド					
	標準準拠システム開発		住民記録システム開発			
3			税務システム等(第1GP)開発			
	ガバメントクラウド先行事業		国保システム等(第2GP)開発			
4	ガバメントクラウド		ガバメントクラウド先行事業 (移行手法、運用手法の検証)			
	標準準拠システム・ 各団体様の移行業務支援	①推進体制	②現行システム概要調査	③システム移行計画検討(対象システム、データ連携、時間) ③ 差異分析・対応案検討 ④ 文字同定 ⑤インフラ構成	⑥ 移行計画仕様書策定	⑦標準準拠システムへの移行 ⑧ガバメントクラウドへの移行 ⑨運用テスト、研修、PIA支援
T K C の 取 組 み						

(※) 各団体様の移行業務支援の時期は、団体様毎の移行時期等により、変わる場合があります。例) 令和7年本稼働団体は、「⑥移行計画仕様書」の一部を令和6年度に納品する可能性があります。
(※) 標準非機能要件は、令和2年9月に開示済みです。今後、ガバメントクラウド先行事業を踏まえて改訂される可能性もあります。

自治体の行政手続オンライン化の仕組み(イメージ)



利府町DX推進計画

令和3年12月23日策定

利府町 総務部 総務課 情報統計係

〒981-0112 利府町利府字新並松4番地

TEL：022-767-2128

FAX：022-767-2100